

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和3年5月7日(金)

午後1時～

場 所：キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

(栃木市市民交流センター)

4階 講義室

栃木市生活環境部保険年金課

令和3年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 令和3年5月7日(金)午後1時～

場 所 キョクトウとちぎ蔵の街楽習館

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について 資料1

(2) 栃木市国民健康保険運営協議会書面決議実施要領（案）の制定について

資料2

(3) その他

5 閉 会

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けが「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2第1項が削られたことから、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金に係る規定における新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正する必要がある。

2 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症の定義を改めること。(附則関係)
- (2) 公布の日から施行とすること。

3 他市の状況

県内各市町において、同様の改正が行われる予定。

4 改正による影響

新型コロナウイルス感染症の定義を改めるものであり、改正の前後で財政支援の対象となる傷病の範囲に変更はない。

栃木市条例第 号

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険条例（平成22年栃木市条例第156号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例

現	行
<p data-bbox="223 369 319 403">附 則</p> <p data-bbox="135 436 319 470">1～11 略</p> <p data-bbox="135 492 1412 1008">12 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p data-bbox="135 1097 351 1131">13～17 略</p>	

改 正 案

附 則

1～11 略

12 給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

13～17 略

栃木市国民健康保険運営協議会書面決議実施要領（案）の制定について

1 背景

「栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン」の一部改正があり「第9 会議開催の特例」が追加された。（下記参考）

特例では、会議は、委員が会場に集まり、対面で行うことが原則であるが、委員が集まるのが困難な場合に、書面による決議を行うことができる要件を定めている。

特例2により、書面決議を行う場合は、各審議会等の委任規定に基づき、あらかじめ実施要領等を定めることとしているため、栃木市国民健康保険運営協議会書面決議実施要領の制定をするもの。

2 制定の根拠について

栃木市国民健康保険規則（平成22年栃木市規則第137号）（抜粋）
第17条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

3 概要

- (1) 書面決議について必要な事項を定める。
- (2) 公布の日から施行とすること。

参考

栃木市審議会等の設置及び運営に関するガイドライン（抜粋）

第9 会議開催の特例

- 1 審議会等の会議は、委員が一堂に会し行われることが原則であるが、次に定める要件を満たしている場合には、会議開催に代え、書面による決議を行うことができるものとする。
 - (1) 重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生等により、会議の開催場所への参集が困難であり、開催延期も困難であること。
 - (2) オンラインによる会議を開催することが困難であること。
 - (3) 課題について、事前に委員による十分な協議が済んでいること。
 - (4) 賛成又は反対の別のみを問うものであること。
- 2 書面による決議を行う場合は、審議会等の委任規定に基づき必要な事項を別途定めるものとする。

栃木市国民健康保険運営協議会書面決議実施要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、栃木市国民健康保険規則（平成22年栃木市規則第137号）第17条の規定に基づき、栃木市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の書面によって行われる決議（以下「書面決議」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施要件）

第2 書面決議は、次に定める要件を満たしている場合に実施できるものとする。

- (1) 重大な感染症のまん延、大規模な災害の発生等により、会議の開催場所への参集が困難であり、開催の延期も困難であること。
- (2) オンラインによる会議を開催することが困難であること。
- (3) 議題について、事前に委員による十分な協議が済んでいること。
- (4) 賛成又は反対の別のみを問うものであること。

（実施方法）

第3 書面決議は、次に定める方法により実施するものとする。

- (1) 会長は、回答期限を定めて、議事に係る資料、表決書等を委員に送付する。
- (2) 表決は、議題毎に賛成又は反対の別が明らかになるように実施し、回答期限までに返信がないもの、又は委員の署名がないものは無効とする。
- (3) 過半数の委員の回答がない場合、書面決議は実施することができない。
- (4) 決議は、過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、会長が決する。
- (5) 書面決議の実施後、会長は議事録を作成し、委員に報告する。

（公開方法）

第4 書面決議の資料は、市のホームページ等において公表する。
ただし、個人名等、公表することが不相当と認められる事項については、公表しないことができる。

(報酬等)

第5 有効な表決を提出した委員に報酬を支払うものとする。ただし、費用弁償の対象となっている委員への旅費は支払わないものとする。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、書面決議の実施に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和3年 月 日から施行する。

【参考】

栃市国保運第 号
令和 年 月 日

栃木市国民健康保険運営協議会
委員各位

栃木市国民健康保険運営協議会
会長

栃木市国民健康保険運営協議会 書面決議の実施について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、栃木市国民健康保険運営協議会の開催につきましては、△△△△△
△△△△△のため、書面決議を実施することと致しました。

つきましては、別添資料をご確認いただき、〇〇月〇〇日までに下記表決
書をご提出くださいますようお願いいたします。

書面表決書

以下のとおり議決に関する権限を行使します。

第1号議案	令和〇年度事業報告	賛成・反対
第2号議案	令和〇年度決算報告	賛成・反対
第3号議案	〇〇〇について	賛成・反対

※上記議案について「賛成」「反対」のどちらかに○をつけてください。

住所 _____

氏名 _____